

広島県告示第三百二十八号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十九年六月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
医療法人社団啓卯会 村上記念病院	尾道市新浜一丁目一四番 二六号	平成三二年五月三一日	更新
医療法人社団数佐整 形外科医院	東広島市八本松東七丁目 八番一五号	平成三二年五月三一日	更新
楠本病院	福山市曙町三丁目一九番 一八号	平成三二年五月三一日	更新